

令和6年度介護テクノロジー**定着**支援事業ICT導入支援 前年度事業から **ここが変更になりました！**

POINT1

補助額が1/2から

3/4になります！

※職員区分による上限があります。

10名以下	100万円
11名～20名	160万円
21名～30名	200万円
31名以上	260万円

POINT2

補助対象経費の考え方が変わります！

使用権の期限がないもの……**全額**支払いが月額払いのもの……**当該年度分**支払いが年額払いのもの……**1年分**複数年の使用権契約のもの…**契約年数を**【実績報告提出までに支払いを完了した場合に限りです。】**按分して1年分**

※今まで介護ソフト・タブレット等は年度内一括支払いの場合、複数年度分補助対象でした。

POINT3 補助対象経費の拡充

介護ソフト・タブレット・通信環境機器に加え、「入退院時情報連携標準仕様」、「訪問看護計画等標準仕様」を実装したソフト、厚生労働省が定める方式による財務諸表のデータ出力機能を有するソフトが対象となります。

その他、業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などのバックオフィス業務の効率化を図るソフトウェアの導入や、電子上での契約書の作成や署名を行うことができる電子サインシステム、AIを活用したケアプラン原案の作成支援ソフトに係る経費、ICTの活用に向けたリテラシーの習得に必要な研修等の経費を対象となります。

※記録、情報共有、請求まで一気通貫の介護ソフトを使用していることを前提としています。

POINT4 テクノロジー機器の導入開始日及び実績報告書の提出日に変更となります！

導入開始日…9月中旬ごろを予定しています。

(別途通知します。)

実績報告書提出日…**12月27日までに**導入及び支払いを終え実績報告書を提出してください。

※今まで導入開始日は交付決定後、実績報告書提出の締切は翌年度4月10日まででした。

POINT5 補助要件に「第三者による業務改善支援」又は「介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等」による支援を受けることが追加します！

「介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等」は**千葉県介護業務効率アップセンター業務改善研修キックオフセミナー動画**を視聴することが条件となります。

(HP <https://chiba-kaigocenter.com>)

POINT6 申請書等様式が変更になります！

申請が**法人単位**になり介護テクノロジー定着支援事業として**介護ロボット導入支援事業と一緒に申請書**になります。また介護ロボットとICTと一緒に導入する場合は**パッケージ型の申請書**を使用してください。

※別紙所要額調書・個票は事業所ごとの作成が必要となります。